

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉 この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉 ・「本文」に記載した用語について、説明しています。 （例：* 1、* 2…） ・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。 （例：A、B…） ※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて		
第4条 給付金・祝金の支払い		
1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。		
支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) 責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注）入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りません。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 傷害

責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

★別表1（P.332参照）、別表2（P.333参照）、別表3（P.335参照）、別表4（P.335参照）、別表5（P.335参照）

3 〈脚注〉 「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。 ※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	63	12 契約内容の変更について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	74
第1条 責任開始の時	63	第25条 第1回介護年金額の減額	75
2 介護年金の種類と介護年金支払期間について		13 解約等について	
第2条 介護年金の種類と介護年金支払期間の指定	63	第26条 保険契約の解約	75
3 年金等の支払いについて		第27条 返戻金	75
第3条 年金または給付金の支払い	64	第28条 保険料の未経過分に相当する返還金	75
第4条 免責事由	65	第29条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	76
4 年金等の支払請求手続について		14 年金等の受取人および保険契約者について	
第5条 年金または給付金の支払請求手続	66	第30条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	76
第6条 年金または給付金の支払時期	66	第31条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	77
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第32条 年金または給付金の受取人の死亡	77
第7条 死亡給付金の支払方法の選択	67	第33条 保険契約者の権利義務の承継	77
6 保険料の払込免除について		第34条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	77
第8条 保険料の払込免除	67	15 契約年齢の計算等について	
第9条 保険料の払込免除の免責事由	68	第35条 契約年齢の計算	77
7 保険料の払込免除の請求手続について		第36条 契約年齢の誤りの処理	77
第10条 保険料の払込免除の請求手続	69	第37条 性別の誤りの処理	78
8 保険料の払込みにについて		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第11条 保険料の払込み	69	第38条 社員配当金の割当ておよび支払い	78
第12条 保険料の払込方法（経路）	69	17 その他	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	70	第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	79
第14条 保険料の前納および予納	70	第40条 保険契約者の住所の変更	80
9 失効、失効取消および復活について		第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	80
第15条 保険契約の失効	71	第42条 時効	80
第16条 保険契約の失効取消	71	第43条 管轄裁判所	80
第17条 保険契約の復活	71		
10 取消しと無効について			
第18条 詐欺による取消し	72		
第19条 不法取得目的による無効	72		
11 告知義務と解除について			
第20条 告知義務	72		
第21条 告知義務違反による解除	72		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	73		
第23条 重大事由による解除	73		
別表1 公的介護保険制度	81		
別表2 要介護3以上の状態	81		
別表3 年金または給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	81		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	81		
別表5 対象となる不慮の事故	83		

5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2021.10.4 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 介護年金（有期年金または終身年金） (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第35条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 介護年金の種類と介護年金支払期間について

第2条 介護年金の種類と介護年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの年金の種類および介護年金支払期間を選択することを必要とします。

約
款

5年ごと利差配当付引受基準緩和型介護年金保険（返戻金なし型）

年金の種類	介護年金支払期間
有期年金	5年、10年または15年
終身年金	終身

3 年金等の支払いについて

第3条 年金または給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（別表2★）に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間中の介護年金の支払日*3に、被保険者が、生存していたとき	(1) 第1回介護年金 第1回介護年金額 (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金額と同額	介護年金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき。ただし、保険期間中に介護年金の支払事由が生じた場合で、介護年金が支払われたときは除きます。	第1回介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 第1回介護年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡給付金の支払請求を受け、死亡給付金が支払われることとなるとき	第1回介護年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、介護年金は支払いません。
③ 被保険者が介護年金支払期間中に死亡したとき	この保険契約は消滅します。

(2) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金の支払日	第1回介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の介護年金の支払日	(1)に規定する第1回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として第1回介護年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ウ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*2を発病したことなどにより、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（別表2★）に該当していると認定された場合。ただし、告知義務違反（第21条）があったときは、この限りではありません。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.81参照）、別表2（P.81参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって介護年金の支払事由に規定する要介護状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第3条 補足説明

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(2) 「戦争その他の変乱」によって第1回介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、第1回介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 年金等の支払請求手続について

第5条 年金または給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.81参照）

第6条 年金または給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
- 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無

第4条 補足説明

*2 責任準備金

第1回介護年金の金額を限度とします。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表3（P.81参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第7条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）または身体障害の状態（別表4★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表4（P.81参照）、別表5（P.83参照）

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第8条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（年金または給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.81参照）

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回介護年金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金または給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第13条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回介護年金または給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

- 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に年金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金または給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類*を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いおよび保険料の払込免除は行いません。
- (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明

*1 解除

給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金*3の支払いおよび保険料の払込免除は行いません。
- (2) すでに年金または給付金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除*1した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明

*2 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

*3 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 第1回介護年金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって第1回介護年金額を減額★することができます。ただし、第1回介護年金の支払（第3条）以後または保険料の払込免除（第8条）*1以後は減額できません。また、会社は、減額後の第1回介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いしません。
2. 第1回介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.53参照）。

13 解約等について

第26条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回介護年金の支払（第3条）以後または保険料の払込免除（第8条）*1以後は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.53参照）。

第27条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金額（第1回介護年金額）と同額とします。

- (1) 保険契約が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第28条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第25条 補足説明

- *1 保険料の払込免除(第8条)
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第26条 補足説明

- *1 保険料の払込免除(第8条)
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第28条 補足説明

- *1 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

- *2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 給付金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第25条）または解約（第26条）されたとき

第29条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回介護年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第3条（年金または給付金の支払い）に定める第1回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について

第30条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.53参照）。

第29条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第31条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第30条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第33条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回介護年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について**第35条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第36条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第35条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第37条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第38条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（第1条）の5年ごとの応当日*1が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限り、支払います。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。

第38条 補足説明

*1 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

*2 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して第1回介護年金を支払う保険契約	第1回介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当ててことがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日*3が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*3から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 イ. 介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*3からその日を含めて1年を経過して、介護年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	① 介護年金受取人が保険契約者のときは、介護年金受取人に支払います。 ② 介護年金受取人被保険者のときは、介護年金受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*3からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（年金または給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 補足説明

*3 第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第40条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護年金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条 時効

年金もしくは給付金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第27条）または社員配当金（第38条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第40条 補足説明

*1 保険契約者

介護年金支払期間中は、介護年金受取人とします。

第41条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第43条 補足説明

*1 介護年金受取人

介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 年金または給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	(1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類（第1回介護年金の場合）
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表5）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注**1. 眼の障害（視力障害）**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電
--

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加……………	85	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則……………	88
第2条	保険契約者代理人による手続き……………	85	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則……………	88
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し……………	86	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	88
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い……………	87	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則……………	88
第5条	重大事由による解除……………	87			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知……………	87			
第7条	この特約の消滅……………	87			
第8条	普通保険約款の規定の準用……………	87			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	88			

別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……………	89			

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 / 改正 2025.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

*1 主契約の保険期間開始の日の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

*1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

*2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。

9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.89参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
- (4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

保険契約者代理特約

別

表

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 91	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 93
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 93
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 91	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 93
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き…………… 91	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 94
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 94
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 92	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 94
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 94
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 92	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 95
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 93	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 93	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 96	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

特約

指定代理請求特約（2016）

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.96参照)

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.96参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明

- * 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

第1回保険料クレジットカード払込特約

(実施 2010.10.4 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であること（以下「指定クレジットカードの有効性」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*2と同一人であること

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性を確認した時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとしします。

第3条 第1回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第2条（第1回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料等の払込みはなかったものとしします。

- (1) 会社が指定クレジットカードの発行会社から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第4条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

*2 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

特約

第1回保険料クレジットカード払込特約

第1回保険料電子決済扱特約

(実施 2019.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第1回保険料等を受け取る前の所定の時を第1回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

第3条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第4条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第3条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明***1 第1回保険料**

第1回保険料相当額を含みます。

***2 責任開始の日**

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

 1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

団体特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

団体特約

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
 2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

- *1 第1回保険料
第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
 - (4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 補足説明

*** 1 無配当総合医療保険契約等**
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

クレジットカード特約

(実施 2001.3.1 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
3. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第1条 補足説明

- *1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みません。

第2条 補足説明

- *1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- *2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

特約

クレジットカード特約

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
 - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第14条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定クレジットカードが同一であること

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の1. ー(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

第14条 補足説明

*1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

*2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

*3 2件以上の保険契約

第14条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

集 団 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. - (1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

(2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払い込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払い込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第4条（保険料の払込み）
 1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払い込みのあった日とします。
 - (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。
 - (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

事業保険特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
- (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
- (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第4条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第5条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第6条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第6条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第6条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。
3. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 第2保険期間が開始するとき

第14条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

責任開始に関する特約

(実施 2013.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

- 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

- 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
- 第1回保険料の払込みについては、本条の2.に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金等*1を支払うとき	第1回保険料*2を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料*2に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料*2を払い込むことを必要とします。第1回保険料*2の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第1回保険料*2をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第1回保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

- 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は無効とします。ただし、第4条の(1)に該当する場合は無効としません。
- 本条の1.の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1を無効とした場

第4条 補足説明

*1 保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

*2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払込保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第2条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条 利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第7条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

* 1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

(実施 2021.4.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第2条 保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

特約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第3条 告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社へ送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示します。

第4条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。